

保育所・認定こども園の利用に伴う現況届のお願い

保育所・認定こども園などの保育施設を利用している方は、現況届を提出する必要があります。この現況届は、引き続き保育認定を受けられるかを確認するものです。現況届を提出しない場合、入所を取り消される場合もありますのでご注意ください。

対象者には個別に通知していますので、必ず期間内に手続きを行ってください。

- 対象者 令和4年5月1日時点で保育所、認定こども園に通所中のお子様
※令和4年4月以降に入所の申請を行い、5月以降に入所したお子様は除きます。
- 提出期間 6月1日(水)～30日(木) ※土、日を除く。
- 提出先 上毛町役場 子ども未来課 ※受付場所などの詳細については個別通知をご確認ください。
- 問い合わせ先 子ども未来課 子育て支援係 TEL 72-3127(内線227)



成年後見制度相談会のお知らせ

「成年後見制度」とは、認知症や知的障がい、精神障がいにより判断機能が十分でなくなっても、安心して暮らすことが出来るよう、権利と財産を守る制度です。豊前市、築上町、上毛町では共同で成年後見に関する相談会を行います。専門家に相談してみたいという方は、お気軽にご相談ください。

- 日時 6月28日(火) 13:00～
※相談時間は、1件1時間以内となります。
- 会場 豊前市役所 3階 第1会議室
- 定員 3人まで ※先着順
- 料金 無料
- 相談員 弁護士
- 申込方法 6月20日(月)までに電話での予約をお願いします。

※次回以降は、令和4年10月25日に築上町にて、令和5年2月28日に上毛町にて開催予定です。

- お申し込み・問い合わせ先
豊前市役所 健康長寿推進課 介護保険係
TEL 82-8114

放送大学 入学生募集のお知らせ

2022年10月入学生を募集しています。

10代から90代の幅広い世代の学生が、大学を卒業したい、学びを楽しみたいなど、様々な目的で学んでいます。

心理学・福祉・経済・歴史・文学・情報・自然科学など、約300の幅広い授業科目があり、1科目から学ぶことができます。資料請求など詳しくは下記までお問い合わせください。

- 出願期間 第1回 8月31日(水)まで
第2回 9月13日(火)まで

- 資料請求・問い合わせ先
放送大学福岡学習センター TEL 092-585-3033
北九州サテライトスペース TEL 093-645-3201



ひとり親サポートセンター 飯塚ランチ

ひとり親家庭の方などを対象に、ハローワークと連携した就業支援や養育費相談を行っています。



受付日時

*月～金曜 9:00～17:00
*毎週土曜と第1・第3日曜 9:00～16:00
(春日センターへ転送)

受付電話番号 0948-21-0390

- 就業支援 来所相談と出張相談(随時受付)
- 養育費相談 電話相談
※離婚協議中の方もご相談ください。

講習会

◎介護職員初任者研修

- 期間 7月6日(水)～8月24日(水)までの間の平日・土曜(13日間)9:00～17:00
- 定員 8名 ※託児有
- 受講料 無料(教材費等7,000円は自己負担)
- 締切日 6月16日(木)
- 場所 株式会社 西日本医療福祉総合センター(中間市)

◎パソコン(Word)基礎～応用講習会

- 期間 7月14日(木)～8月18日(木)までの間の火曜・木曜(10日間)13:00～16:00
- 定員 10名 ※託児有
- 受講料 無料(教材費等1,000円は自己負担)
- 締切日 6月23日(木)
- 場所 福岡県直方総合庁舎

- 問い合わせ先
ひとり親サポートセンター 飯塚ランチ
(福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所内)
TEL 0948-21-0390

児童手当制度の変更に関するお知らせ

令和4年10月支給分の児童手当の制度が一部変更になります。大切な2つのお知らせです。必ずご確認ください。

- ① 特例給付の支給に係わる所得上限限度額が設けられます。
⇒所得額により特例給付の支給がされない方が発生します。
- ② 現況届の提出が原則「不要」になります。
⇒毎年6月に提出していた現況届が原則「不要」になります。
※提出が必要な一部の受給者については、(2)アをご確認ください。

上記変更事項の詳細について

(1) 所得制限限度額・所得上限限度額について

令和4年10月支給分から、児童を養育している方の所得が下記表の②以上の場合、児童手当等は支給されません。【資格消滅となります】

※児童手当等が支給されなくなったあとに所得が②を下回った場合、改めて認定請求書の提出等が必要となりますので、ご注意ください。

※児童を養育している方の所得が、下記表の①(所得制限限度額)未満の場合、令和3年度までと同様に児童手当を、所得が①以上②(所得上限限度額)未満の場合、法律の附則に基づく特例給付(児童1人当たり月額一律5,000円)を支給します。

項目	①所得制限限度額		②所得上限限度額(新設)	
	所得額(万円)	収入額の目安(万円)	所得額(万円)	収入額の目安(万円)
扶養親族等の数(カッコ内は例)				
0人(前年末に児童が生まれていない場合等)	622	833	858	1,071
1人(児童1人の場合等)	660	875	896	1,124
2人(児童1人+年収103万円以下の配偶者の場合等)	698	917	934	1,162
3人(児童2人+年収103万円以下の配偶者の場合等)	736	960	972	1,200
4人(児童3人+年収103万円以下の配偶者の場合等)	774	1,002	1,010	1,238

※「収入額の目安」は、給与収入のみで計算しています。

(2) 現況届の省略について

ア 令和4年度から受給者の現況を公簿等で確認することで、現況届の提出を原則「不要」とします。※ただし以下の方は、引き続き現況届の提出が必要です。

- ①配偶者からの暴力等により、住民票の住所地が上毛町と異なる方
- ②上毛町に戸籍や住民票がない児童(無戸籍児童)を養育する方
- ③離婚協議中で配偶者と別居されている方
- ④未成年後見人、施設等の受給者の方
- ⑤その他、上毛町から提出の案内があった方

イ 以下の変更事項があった方は子ども未来課に届出てください。

- ①児童を養育しなくなったことなどにより、支給対象となる児童がいなくなったとき。
- ②受給者や配偶者、児童の住所が変わったとき(他の市区町村や海外への転出を含む。)
- ③受給者や配偶者、児童の氏名が変わったとき。
- ④一緒に児童を養育する配偶者を有するに至ったとき、または児童を養育していた配偶者がなくなったとき。
- ⑤受給者の加入する年金が変わったとき(受給者が公務員になったときを含む。)
- ⑥離婚協議中の受給者が離婚をしたとき。
- ⑦国内で児童を養育している者として、海外に住んでいる父母から「父母指定者」の指定を受けるとき。

- 問い合わせ先 子ども未来課 子育て支援係 TEL 72-3127(内線229)